

令和5年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年5月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	議事参与の制限
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
	○	10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤勝浩	
○		森山玲子	
○		桑原剛史	

令和5年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年5月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		<p>開会宣言 14 時 30 分</p> <p>報告事項 会務報告 部会報告</p>
2		<p>議事録署名委員の指名について</p> <p style="text-align: center;"> <u>18 番 桑原 正文 委員</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>1 番 佐藤 新一 委員</u> </p>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		<p>その他</p> <p>閉会宣言 15 時 00 分</p>

令和5年度 第2回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第2回魚沼市農業委員会総会は、令和5年5月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数を報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番中澤正規委員、議席番号10番今井渉委員、議席番号12番大家市衛委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

会務報告に続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては特にないんですが、総会終了後部会を開催しますので、出席をお願いします。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は、農地の下限面積撤廃に関連して、湯之谷・吉田地区の農地、田及び畑を購入予定者は農作業未経験者ということで、5月18日農業委員会事務局において担当委員と共に農作業をする意思があるのかどうかというのを確認しました。

このことについて、総会終了後、第2部会を開催します。

第3地区部会会員（金井藤郎委員）

第3部会としては、報告することはございません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も特別報告事項はございません。

議長（上村会長）

それでは、報告事項それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名させていただきます。議席番号18番桑原正文委員及び議席番号1番佐藤新一委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は2件、2筆、1,758.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定となっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたと思います。事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号1番・7番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきまして、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、今月は所有権移転売買4件、所有権移転贈与1件です。

なお、整理番号3番は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号3番を説明いたします。

議事参与の制限により、小岩孝徳委員は退席いただきます。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計900㎡

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作することができず、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度売買の話がま

とまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号3番につきまして、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号3番ですが、この件につきましては5月22日**さんに電話しまして、**さんと櫻井推進委員と私で現場を確認してきました。問題ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

事務局（森山係長）

整理番号1 申請地 **** 田 1,890 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、経験がなく耕作ができないため、近くを耕作する譲受人と、この度売買の話がとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田 310 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は自身で耕作することができず、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度売買の話がとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか6筆 合計 3,385 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作することができず、以前より譲渡人の農地を耕作していた譲受人と、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 ***** 田ほか13筆 合計6,930㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外在住であり耕作できないため、譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番、4番、5番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号1番ですが、5月19日に**さん・**さん両人と現地調査・現地確認を行ってまいりました。**さんにおいては全く耕作したことがなくて、耕作人を探して**さんのところに相談に行ったところ、**さんは売っていただきたいという話があり、譲渡の話がまとまったわけです。**さんに関しては、稲作に関して非常に前向きであり、今後とも間違いなく耕作がされていくものと思われま

小岩孝徳委員

整理番号2番ですが、5月22日午前8時から櫻井推進委員と現地立ち会いをしました。現地は現在苗のハウスが設置されていました。田植えが終わり、ハウスを撤去すれば作付けできる状態であり、譲受人は農業経験も長く、農機具等も一式ありますので、問題ないと思われま

続いて、整理番号4番ですが、5月22日午前9時から、櫻井推進委員と現地立ち会いをしました。現地は現在水田として耕作されており、作付けできる状態でした。譲受人は農機具等も一式あり、今後も続けて耕作していくとのことでしたので、問題ないと思われま

金井藤郎委員

整理番号5番ですが、5月19日に金井推進委員と**さんのお宅に訪問しまして、話を伺いました。現地もその時確認させていただきました。元々この**さんの父親の田んぼだったんですが、相続の関係で**さんの兄、そして妻の**さんという渡りになっていまして、最終的にまた、こちらに帰ってきたというかたちです。耕作もちゃんとされていますので、問題ないと思いま

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番、2番、4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

なお、議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号1 申請地 **** 田ほか2筆 合計 525 m²

農地区分 第3種農地

権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 駐車場

転用目的 駐車場敷地

判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は飲食店を経営しておりますが、駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号1番ですが、先日この土地について、地図等で確認をさせてもらいました。特に支障はないものと思います。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、6筆、730.52㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか5筆	合計730.52㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作放棄。狭小、不整形、河川堤防に隣接し、隣接農地との連担もなく耕作不適・耕作不便。雑草が繁茂。		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事

実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	35 件
	筆数	211 筆
	面積	197,963.00 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	16 筆
	面積	11,933.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、30ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか12筆
			合計8,160 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆
			合計3,773 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（森山係長）

- ・地区内の情報の共有・検討について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項はこれを持ちまして終了させていただきます。

（時刻は15時00分）

上記会議の内容は、令和5年度第2回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
